

公益社団法人岐阜県看護協会 慶弔見舞に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県看護協会（以下「本会」という。）会員及び本会関係者の慶弔見舞について定める。

(慶弔見舞金)

第2条 慶弔見舞は次の各号によるものとし、会長名で贈る。

(1) 本人の死亡

- ア 本会の会員
- イ 本会の役員
- ウ 本会関係者

- (ア) 本会と特に密接な関係があったと認められる者
- (イ) 本会の業務に多大な貢献があったと認められる者
- (ウ) その他必要と求められる者

(2) 本会役員及び本会関係者の親族の死亡

(3) 本会役員及び本会関係者等の傷病

(4) 本会関係者の当選、就任、受賞等の祝

(5) 関係団体等の会館落成・開所等の祝

2 その他前項各号によりがたい特別な場合は、理事会で協議し決定する。

3 見舞金額等は、別表に定めるとおりとする。

(死亡報告)

第3条 正会員が死亡した場合は、各支部長からの会員死亡報告書（別記様式1）による報告により、弔慰金を贈る。

(規程の変更)

第4条 この規程は、理事会の承認により変更することができる。

附 則

- 1 平成3年4月1日施行の会員死亡による給付規程（平成5年8月3日改定、平成6年8月4日改定を含む）は、廃止する。
- 2 この規程は、平成13年8月2日より施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成29年11月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和7年2月6日より施行する。